

富山大学 GPA 制度に関する規則

平成 28 年 1 月 21 日制定

平成 30 年 3 月 27 日改正

平成 31 年 3 月 27 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第 64 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出する制度（以下「GPA 制度」という。）を定めることにより、学生の学修意欲の向上並びに学部及び学科（以下「学部等」という。）における適切な修学指導に資することを目的とする。

(評価)

第 2 条 学生が履修した授業科目の成績の評語及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値をいう。以下「GP」という。）は次表のとおりとする。

評語	GP	評価基準	参考（100 点満点での目安）
秀 (S)	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90 点以上
優 (A)	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80 点以上 90 点未満
良 (B)	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	70 点以上 80 点未満
可 (C)	1	到達目標を達成している	60 点以上 70 点未満
不可 (D)	0	到達目標を達成していない	60 点未満
認 (N)	—	本学における授業科目の履修により修得したものとみなす	—
合格 (P)	—	定められた学修水準に達している	—
不合格 (F)	—	定められた学修水準に達していない	—

(GPA の種類と算出方法)

第 3 条 GPA は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期 GPA」という。）、当該学年における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学年 GPA」という。）及び在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標（以下「累積 GPA」という。）の 3 種類とする。

2 学期 GPA、学年 GPA 及び累積 GPA 算出の計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値に小数点以下 3 位がある場合は、小数点以下 3 位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期 GPA 算出の計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目の GP）の総和}}{\text{当該学期における総履修登録単位数}}$$

(2) 学年 GPA 算出の計算式

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{（当該学年の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目の GP）の総和}}{\text{当該学年における総履修登録単位数}}$$

(3) 累積 GPA 算出の計算式

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学全期間の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目の GP) の総和}}{\text{在学全期間における総履修登録単位数}}$$

(対象授業科目)

第4条 GPA 算出の対象は、卒業要件に算入できる全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPA 算出の対象外とする。

- (1) 第2条に規定する「認」、「合格」及び「不合格」をもって評価される授業科目
- (2) 学部等において当該学部長が指定する授業科目

(GPA 算出期日の取扱い)

第5条 GPA の算出は、学期ごとに指定された成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

(再履修科目の取扱い)

第6条 第2条に規定する「不可」と評価された授業科目について、再履修によって得た評価及び単位数は GPA の算出に算入するものとし、当該授業科目の過去に得た評語及び GP の取扱いは、学部等において別に定める。

(成績評価の厳格化)

第7条 学部長及び教養教育院長は、関係学部等における成績評価分布の目標を定め、公表するものとする。

(成績通知)

第8条 成績通知においては、学年 GPA と累積 GPA を記載するものとする。

(履修登録の修正又は取消し)

第9条 学生は、GPA 算出対象授業科目について、次の各号に定める期間に限り、履修登録を修正又は取り消すことができるものとする。

- (1) 当該学期の履修登録の修正又は取消しについては、前学期又は後学期の授業開始3週間以内
 - (2) 第1タームから第4タームまでの履修登録の修正については、各タームの授業開始2週間以内
 - (3) 第1タームから第4タームまでの履修登録の取消しについては、各タームの授業開始3週間以内
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められる場合は、所属学部の長の判断により、履修登録を取り消すことができるものとする。

(GPA の活用)

第10条 学部等においては、GPA を教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。